

第1回長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会 議事録

- 日 時：平成26年8月25日（月）午後1時から午後2時20分まで
- 場 所：長野県庁 3階 特別会議室
- 出席委員：織英子委員、富樫均委員、林和弘委員、平野秀樹委員、藤縄克之委員、宮崎崇徳委員
- 県出席者：山本環境部長、村田水大気環境課長、伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長、小林水大気環境課水源水道係長、小林森林政策課森林計画係長ほか2名

1 開会

【事務局（村田水大気環境課長）】

それでは定刻になりましたので、ただいまから、第1回長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会を開会いたします。

私は水大気環境課課長の村田でございます。

審議に入りますまで、わたくしが進行を務めさせていただきます。

開会に当たりまして、山本環境部長よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

【山本環境部長】

環境部の山本でございます。本年度第1回目の長野県環境審議会水資源保全地域指定専門委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今回ご議論いただきますのは、いずれも駒ヶ根市長から申出がございました「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく水資源保全地域の指定と「長野県水環境保全条例」に基づきます水道水源保全地区の指定についてでございます。

水資源保全地域につきましては、小海町に続きまして2件目の申出でございます。

指定の状況でございますが、市町村におきましては、水資源の保全の重要性につきましては十分ご認識をいただいているところでございますけれども、地権者の把握に時間を要していること、また取水規制に関する条例の制定を同時に検討しているという市町村もございまして、まずその対応からということで、現段階では次々と申出が行われるという状況にはございませんけれども、多くの市町村から問題点や課題の整理がついた段階から、順次申請をしていきたいというお話をいただいているところでございます。

市町村への支援でございますが、地方事務所単位で設置しております「水資源保全対策地域連絡会議」や個別訪問により助言等を行っているところですが、今後も、市町村における申出に係る事務が円滑に進みますように積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

水道水源保全地区についてでございますが、地域内における一定の開発行為について知事への協議を求めるものでございます。平成18年以来久しぶりに申出があったものでございます。

今回は水資源保全地域の指定申出の区域と同一の区域について申出が行われたものでございまして、検討すべき事項も共通しておりますので、先に開催されました環境審議会におきまして、この専門委員

会で併せてご検討いただきたい旨の要請がありました。そこで今回、両案件につきましてご検討をお願いするものでございます。

専門委員の皆様におかれましては、申出どおり指定することについて適当であるか否かについてご議論していただき、結論をまとめていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（村田水大気環境課長）】

本日の欠席委員であります。北原委員から所用のため欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。

今回、水道水源保全地区の指定についても併せて検討をお願いすることについては、部長のあいさつにもありましたように、7月31日の環境審議会において、この専門委員会で検討すべきとされたところでもあります。その際の平林議長の発言要旨を資料1としてお配りしております設置要綱の裏面に参考として記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは平野委員長、進行をお願いいたします。

3 議事

(1) 水資源保全地域の指定について

(2) 水道水源保全地区の指定について

【平野委員長】

平野です、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。今日は、水資源保全地域の指定と併せて、先ほど事務局から説明がありましたように、水道水源保全地区の指定についても審議いただくということでございます。関連しますので、一括して審議することとします。

それでは事務局から資料2から5について説明をお願いします。

《資料2～5について事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）が説明》

【平野委員長】

それでは、まず、今回の指定に係る案件について、事実確認や質問等をいただきたいと思っております。

【林委員】

植生について、マツクイムシの被害状況はわかりますか。

【事務局（小林水源水道係長）】

駒ヶ根市の担当者と現地確認をした際には、マツクイムシの被害については特にお聞きしておりません。

【小林森林政策課森林計画係長】

資料4の現況写真を見る限り、1ページの手前に若干の被害が見られる程度で大きくはない状況です。

その他の場所も全景を撮られた写真を見ても、マツクイムシの被害は発生していないと考えられます。

【織委員】

先日の環境審議会で、水資源保全条例には罰則とか中止命令がない点を懸念する発言もございました。小海町では指定が完了していますが、中止命令とか罰則といった実効性を確保する手段がないことで、何か問題が生じそうだとか、やりにくいというようなことがございましたら教えてください。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

特に小海町からそういったお話は聞いてございません。

【織委員】

今回、地元の地権者の皆様との話し合い等で、罰則があるのかとか、違反するとどうなるのかという質問はございましたでしょうか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

そういった質問はございませんでした。

【平野委員長】

資料5の関係ですが、地番一覧を作り上げる作業は大変だと思うわけですが、市と県、どちらで作成されていますか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

駒ヶ根市で作成いただいております。

【平野委員長】

作業にはどれくらい日数を要するのでしょうか。

【事務局（坂家水大気環境課水環境係員）】

地域と地番の照合ができれば、登記簿台帳を元に作成していただきます。日数的にはかからないと思いますが、個別の氏名等の確認には時間を要したようでございます。

【平野委員長】

この確認をしなければエリアの確定ができないわけですが、作業が大変だという意見は他の市町村からもありますか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

まずエリアをどうするかという点で苦慮しているという意見もあります。そして、エリアを決めたら地番と所有者の特定、これは基本的に登記簿でやっていただいておりますが、なかなか大変だというお話は聞いております。

【平野委員長】

宮崎委員は実務上、宅地、都市内の登記簿をベースにお仕事をされることが多いと思いますが、所有者特定のような作業はかなり骨が折れるのでしょうか。

【宮崎委員】

やはり山林のようなところは筆数も多いので、大変な部分があります。ただ、今はほとんどの部分がコンピューター処理になって、インターネットでも確認ができるようになっていきますので、公図がきちんとしていて、その地番が特定されているものであれば、民間の場合はそれを取得するのに大変費用が掛かってしまうことはありますけども、地方自治体の場合はそういったこともないでしょうし、以前に比べれば楽になってきていると認識しています。

【平野委員長】

こういう作業は大変だと思いますので、ぜひ市町村への協力や助言をお願いしたいと思います。

【宮崎委員】

地目に一部鉄塔用地がありますが、鉄塔用地があることによって水源への影響で懸念されることはありますか。

【事務局（坂家水大気環境課水環境係員）】

水源への影響はないと考えております。

【平野委員長】

鉄塔用地というのは、鉄塔が建っている場所ですか、送電線の真下の部分ということですか。

【事務局（小林水源水道係長）】

鉄塔が建っている場所になります。

【宮崎委員】

電力会社からその指定に対して何か懸念が伝えられましたか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

特に反対はなかったと聞いております。

【平野委員長】

今回の指定について、地権者のほぼ全員にこの情報は伝わっているということでしょうか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

地元説明会に出席した地権者は私が見たところ3分の1程度だったのではないかと思います。出席さ

れなかった方につきましては、市のほうで文書でお願いして、同意を求めています。その際に宛先不明で返ってくるものはないと聞いておりますので、すべての地権者の方に周知がされたものと考えております。

【平野委員長】

北海道の場合などは、4割が宛先不明で戻って来たりしている中でゾーニングをしているということなんですけども、今回はほぼ所有者全員に周知をしているということで、丁寧な作業をされているということですね。

【藤縄委員長代理】

水源から大腸菌が出ているということなんですけども、その原因はわかりますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

野生鳥獣が原因だと思います。

【藤縄委員長代理】

写真を見ると上流に施設があるようですが、その施設のし尿とかは考えられませんか。大腸菌が入ってきているということは、動物のし尿が入っていると考えざるを得ないですが、本当に野生動物由来と考えてよいのかということです。あまり高い山がないので、この地域の水は極めて若い水と思われます。地表の汚水が混入しやすい環境にあると考えられるので、一定の整理をしていく必要があると思います。大腸菌なので、かなり殺菌を強くして給水しているということでしょうか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

浄水処理をした後、大腸菌が入っていないことを確認しています。

【藤縄委員長代理】

処理を強くするということですか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

そのとおりです。

【藤縄委員長代理】

指定範囲が、これくらいの面積で本当によいのかどうかということがあります。ドイツも水源地域の指定をやっていますが、だいたい6kmから12kmとっています。地質調査も非常に綿密にやっていますから、アバウトに1kmと言い切ってしまうと、かなりリスクを飲み込んでしまう気がします。この範囲を選定した根拠を教えてください。

【事務局（小林水源水道係長）】

稜線を囲った範囲ということです。

【藤縄委員長代理】

5か所とも現地は踏査されましたか。

【事務局（小林水源水道係長）】

はい。

【藤縄委員長代理】

施設等はありませんでしたか。吉瀬に畜舎みたいなものがあるようですが。

【事務局（小林水源水道係長）】

そういう施設はありませんでした。

過去5年分の水質検査をお出しいただいておりますが、吉瀬第1については平成24年度の1回出ている状況です。その他、中山は平成21年度、22年度、25年度の3回出ている状況でございます。

【藤縄委員長代理】

そうした経年的なデータは資料として示していただくようお願いします。

それと、取水量が多くないですね。これの変動はどうなっていますか。

【事務局（小林水源水道係長）】

中山水源のみ、多少変動があるとお伺いしております。

【藤縄委員長代理】

大腸菌が出たりするのであれば、本当にふさわしい水源地なのか気になるところです。

利用者、給水人口は必ずしも多くないですが、給水人口は水源地のすぐ近くの集落ですか。

【事務局（小林水源水道係長）】

すべて昔の簡易水道でございまして、水源の近くの集落に給水しているということでございます。

【藤縄委員長代理】

それぞれの集落ということですか。

【事務局（小林水源水道係長）】

そうです。ですからなかなか他の地区との水の融通などは難しい状況です。

【藤縄委員長代理】

大腸菌が単発的に出るということは、水質処理を頻繁にやらないと、大腸菌が出たまま給水される恐れはありませんか。

【事務局（小林水源水道係長）】

それは滅菌、消毒がきちんとできているかどうかですが、給水栓で頻繁に検査いたしますし、一定の項目数について月に1回、定期的な水質検査をしております。

【事務局（村田水大気環境課長）】

最近増えているのは、感染症の原因となるクリプトスポリジウムが原水で確認されることがあります。そうした場合は取水をやめて、給水側の調査をします。給水側に問題がなければ給水を続けます。他に代わる水源がない場合は、こういった水源を大事にしながら、クリプトスポリジウムとか大腸菌は滅菌をして給水しています。

【藤縄委員長代理】

湧水ですから、横井戸を掘れば集水はできるし、少なくともクリプトスポリジウムのリスクはなくなります。湧水だとどうしても地表の濁水が入ったり、クリプトスポリジウムが入ったりする可能性がありますので、もう少し工夫する余地があるかもしれません。単に指定するだけで、本当に上質の水道水が供給できるかという問題は、検討する必要があります。

【林委員】

鹿などの水質に影響を与えるようなものに対しては、水源を囲うなどハード面の対策も考えなければならぬと思います。

【平野委員長】

ゾーニングがなされた後のエリアに対するハード面の整備については、県ではいくつかの部局が所管していると思いますが、連携なり調整は行われていますか。

【事務局（村田水大気環境課長）】

現在、県では水資源の実態調査を2年かけてやっております。そうした中で、県全体の水資源の保全をどうしていくかということと併せて、関係課との連携を密にしていかなければならないと考えております。

【平野委員長】

条例を作って指定して終わりというのではいけないと思います。飴の部分もきちんと用意しないと制度の運用はうまくいかないと思いますので、関係部局との連携を強化していただいて、使える制度について市町村に助言をしていただくなどの対応をやっていただきたいと思います。

【富樫委員】

取水開始年月日が新しいのですが、こういうところは住んでいらっしゃる方も昔から住んでいて、水源そのものはかなり古くからあるのではないかという気がしますが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局（小林水源水道係長）】

取水開始年月日は、水道事業としてのものになっております。実際には古くから使っているところもあると思いますが、事業開始以前の経緯は把握しておりません。

【富樫委員】

施設の外観の現況写真だけだと湧水や伏流の状況が分かりにくいので、イメージ的なものでも結構ですが、取水施設がどういう構造になっているのか、資料として出していただけると指定範囲の考え方が適当かどうかなどの判断に非常に役に立つと思います。

取水施設は水源としてこういう形になっていても、実際には横井戸のような形で別の場所から取水しやすいところに運んできて、そこを水源としている場合もあると思います。細かいところは地元の人でないとわからない部分もありますが、今後はそういった部分も併せて示していただければと思います。

それから駒ヶ根市の大田切川の上流にある水源について、宮田村にかかる部分もあるので調整中ということですが、水源の場所とその涵養域が市町村をまたがる場合、具体的にはどのような協議をするのでしょうか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

条例上の手続としましては、たとえば駒ヶ根市が宮田村の区域も含めて申出をしていただき、県が宮田村の意見をお聞きして指定を進めるということになるかと思いますが、駒ヶ根市が申出を行う前に宮田村と調整をされるというのが実際のところだろうと思います。

【富樫委員】

その場合、水源のある自治体には指定することでメリットがありますが、水源から外れた涵養域で、制限がかかることだけが関係する市町村にとっては、あまり積極的になれないところがあると思いますが、その辺はどうですか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

そういう地域は県内にいくつかございますが、格別自分のところの水源と関係がないから反対しているというような市町村があるとは、聞いておりません。

【事務局（村田水大気環境課長）】

宮田村の話が出ましたが、実際に宮田村も水道水源を持っていますので、駒ヶ根市から話があつて、宮田村の部分も指定されるということになると、宮田村の水源はどうなんだという話が必ず出てきますので、宮田村の水源と併せて申出がなされるというのが理想です。今、そういった努力をしていただいているということだと思います。

【平野委員長】

所有者にしてみれば、市町村が A 市なのか B 市なのかというだけですから、あまり気にしなくてもよいのかなという気はしますが、自分の持っている土地が指定されて、売買などが若干しにくくなるという不利益を被るとするならば、平等に公有化を優先してやるとか、補助事業を優先的に採択するとか、県なり市が優先的にハード整備をやるとか、そういうサービスをしっかりやっていくことで、すべての

市町村が同じペースで取組を進めていただくといいと思います。しかし、どうしても温度差があるので、できる限りバランスが取れるよう、餡の部分うまく用意をして、PRをしていくことが必要かと思います。その辺りはよく工夫していただければと思います。

【織委員】

地元説明会の対象は、土地の所有者のみということによろしいですか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

そのとおりです。

【織委員】

電力会社が鉄塔を有している場合、地上権や賃借権に基づいているということもあると思いますが、意見聴取はされているのでしょうか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

電力会社が、土地の所有者になっております。

【委員長】

指定の申出についての動きを説明できる範囲で構いませんので、説明してください。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

対外的に表明されているのは、筑北村が先の6月議会で村長が年内に申出をしたいと答弁されたと聞いています。

昨年市町村の意向調査を行いましたところ、10市町村から本年度の申出をしたいとお話をいただいておりますが、今回改めて確認しましたところ、本年度に申出まで行いたいというところは3市町村程でして、他は、作業が遅れているのが実情です。どこの市町村も行政改革などで職員がかなり減っているなかで、かなり苦慮しているということをお聞きしております。県といたしても、市町村に対しできるだけ支援等を行っていきたいと考えております。

【林委員】

今回の地域は、非常に狙われやすいというか、すごく良い山です。こういう山を水源として保全するというのをPRしていただければ魅力的な山を大事にしようとする気持ちが出てくると思います。

【平野委員長】

大事な場所はどこだということを知らしめるわけですから、先ほど申し上げた餡の部分を含めてPRすると効果的だと思います。

【宮崎委員】

指定された小海町については、届出は何件かありましたか。

【事務局（伊藤水大気環境課課長補佐兼水環境係長）】

まだありません。

【平野委員】

他に何かありますでしょうか。

それでは、本委員会におきましては、原案のとおりいずれも指定することについて異存はないということを取りまとめたいと思います。

以上をもちまして、すべての議事が終了いたしましたので、進行について事務局にお返しいたします。

4 閉会

【事務局（村田水大気環境課長）】

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議事につきまして、無事終了することができました。以上をもちまして、本日の専門委員会を閉会いたします。ありがとうございました。